

西東京市告示第133号

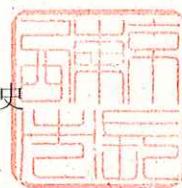
地方税法第329条第1項に基づく通知の公示送達について

下記の送達を受けるべき者に係る地方税法第329条第1項に基づく通知について、住所及び居所が共に不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び西東京市市税条例（平成13年西東京市条例第69号）第18条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は、いつでも送達を受けるべき者の請求により交付する。

令和8年8月7日

西東京市長 池澤隆史



記

送達を受けるべき者の氏名及び送達すべき書類

北村 勇人 地方税法第329条第1項に基づく通知